平成２３年（フ）第３２４２号
大阪市福島区鷺洲２丁目９番10号　カーサ北村３－Ａ
債務者　耒住　光美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２８４号
大阪府枚方市北山１丁目77番８号
債務者　工藤　竹男
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２９９号
大阪市生野区生野西４－４－11　グループホームあさひ、住民票上の住所大阪市生野区巽西２丁目10番16号
債務者　門田こまつ
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３４５号
大阪府守口市浜町１丁目５番23号
債務者　西田こづえ（旧姓村越）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３６１号
大阪府吹田市岸部北２丁目３番Ｂ４－214号
債務者　井上　省司
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３６５号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番５－712号
債務者　田邉　千晴
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３６６号
大阪市生野区中川西１丁目８番６－305号
債務者　山本　　滋
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３６７号
大阪市西成区南津守４丁目５番３号　フレンドハイツ505号
債務者　坂元　　繁
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３６８号
大阪市西成区南津守４丁目５番３号　フレンドハイツ505号
債務者　坂元　朝子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３６９号
大阪市住吉区山之内５丁目３番89号阪下ハウス　Ｅ－３号
債務者　松永　一美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３７０号
大阪市住之江区安立４丁目５番13号
債務者　木村　広太
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３７４号
大阪市住之江区粉浜１丁目１番12号
債務者　石丸まゆみ
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５８号
札幌市中央区宮の森２条５丁目２番11－407号
債務者　深谷　礼司（旧姓富田）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８４２号
札幌市清田区平岡２条３丁目１番45－101号
債務者　上坂　真二
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８２号
札幌市東区北19条東17丁目３番10号　リラパレス203号
債務者　岩下　礼子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９９０号
札幌市手稲区前田６条13丁目２番８－101号
債務者　田中　正義
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９９２号
札幌市西区西野８条２丁目９番15号
債務者　佐藤　匡哉
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０２５号
札幌市西区八軒６条西３丁目１番27号　富士ハイツ６号
債務者　江口　和已
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部